

II 学校給食の運営管理

学校給食は、健康教育の一環として学校教育目標の中に位置付けられるものであり、その運営管理に当たっては、関係者がそれぞれの責務をよく理解し、関係法令や通知等をもとに、学校や調理場及び市町村（以下「学校等」という。）の実情に応じて適切な運営組織をつくり、学校給食の目標達成に努めることが大切である。

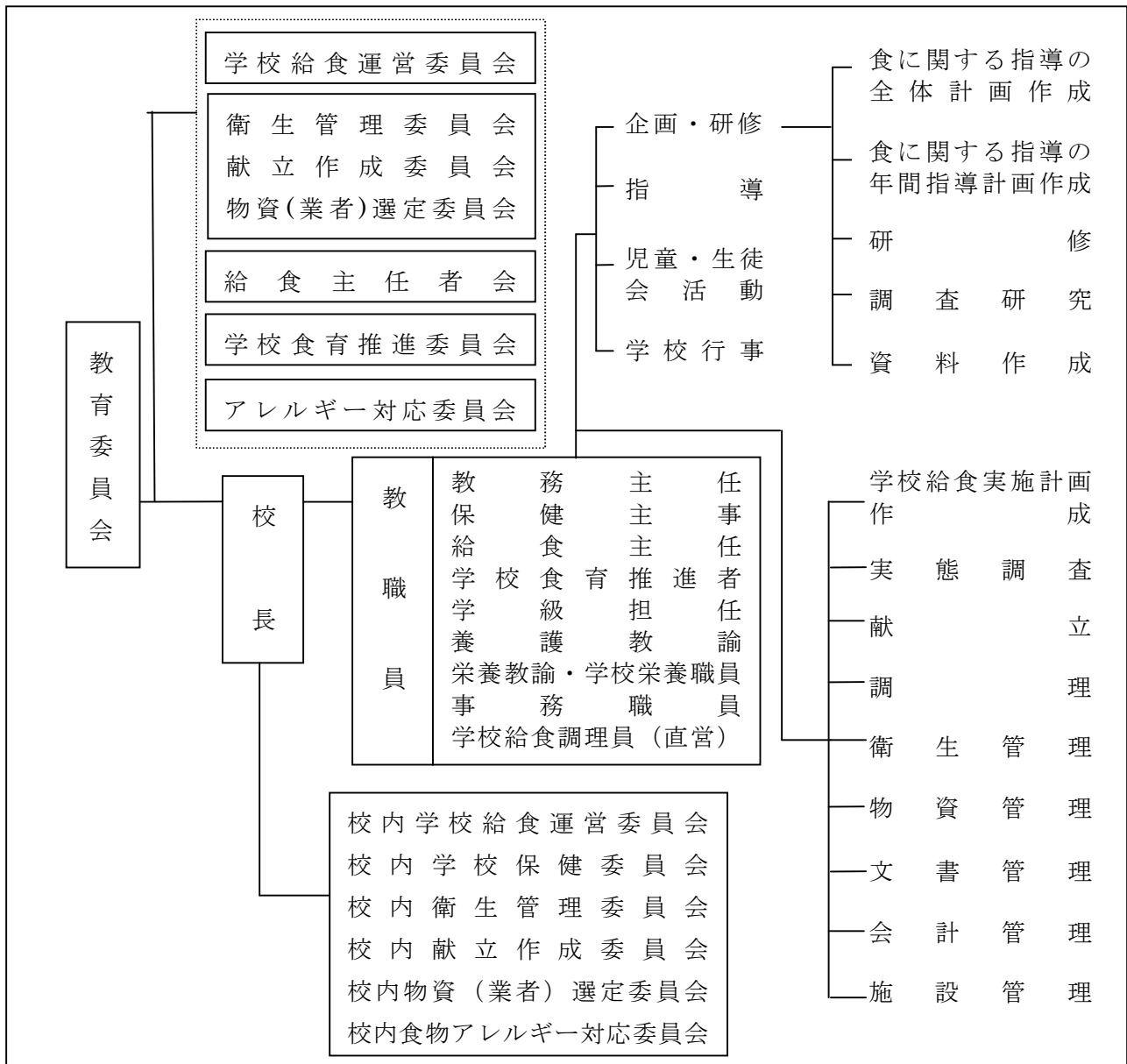
1 学校給食の運営

(1) 運営組織

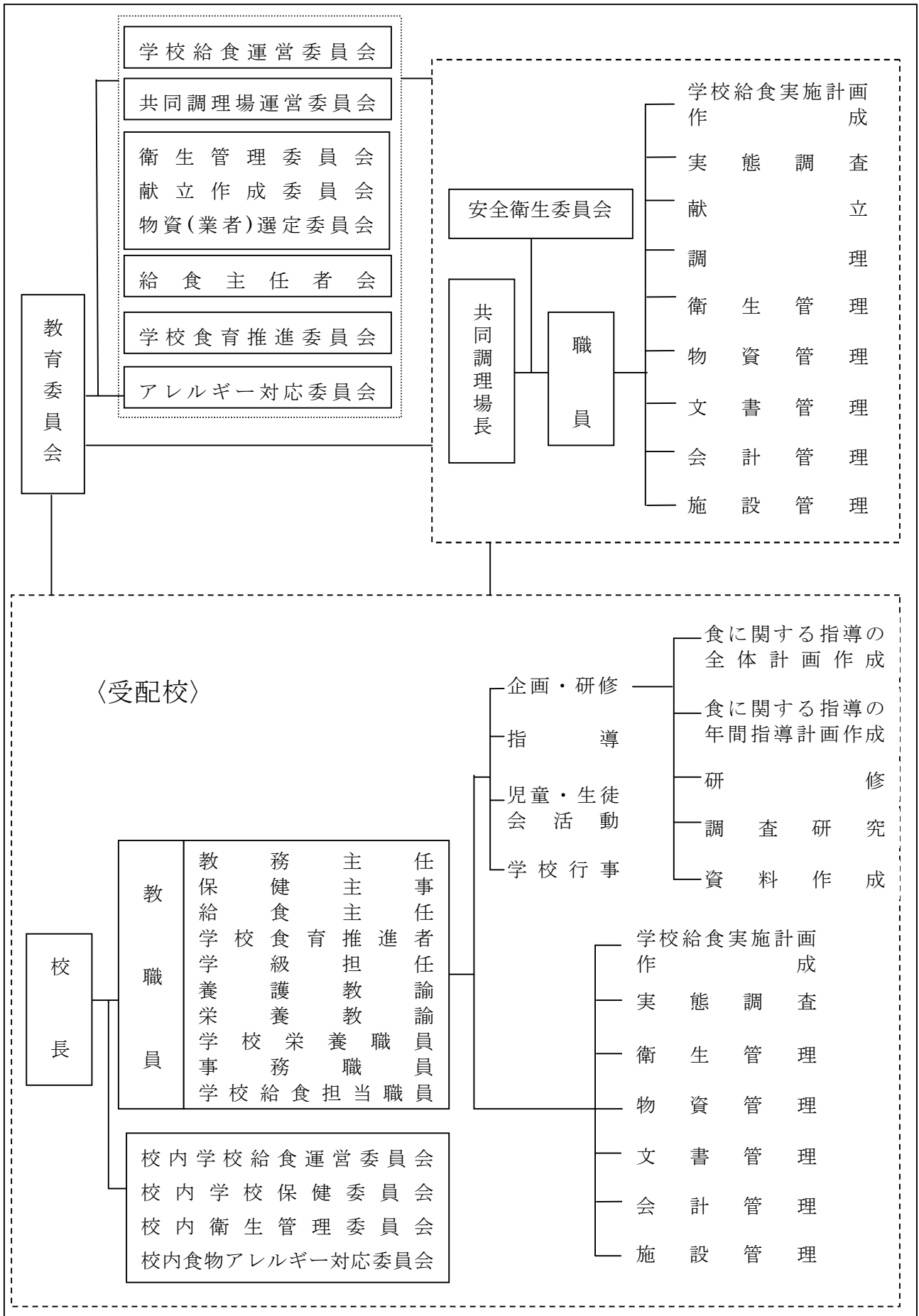
学校給食の運営は、学校規模・調理方式（単独調理場方式・共同調理場方式）等によって異なるが、いずれにおいても学校給食の意義と役割を踏まえた適切な組織をつくり、それぞれの長所を最大限に生かして運営することが望まれる。

ア 運営組織例

(7) 単独調理場方式の運営組織（例）



(イ) 共同調理場方式の運営組織（例）



イ 各種委員会

学校給食の運営に当たっては、運営組織に位置付けられた各種委員会を定期的開催し、学校給食の目標達成に努めるとともに、課題について、適切な対応等を行うことが必要となる。特に学校においては、校長を中心に、給食主任・学級担任・栄養教諭等が協力し、調理場・地域・家庭と連携した組織とすることが大切である。

委員会について、活動内容と構成員の例を次に示すが、学校等の実態に即した運営組織を確立して、効果的に機能させる必要がある。複数の委員会を統合する場合は、活動内容や構成員において、委員会の目的が達成できるよう考慮することが重要である。

【各種委員会（例）】

委員会	目的	活動内容	構成員
学校給食運営委員会	学校給食の適切かつ円滑な運営	学校給食の実施に関する諸管理規定作成 学校給食の実施に関する基本計画作成 学校給食費に関する調査検討 学校給食に関する諸啓発 学校給食に関する研究・研修企画	(市町村) 教育委員会、校長、共同調理場長、栄養教諭等、学識経験者等 (校内) 校長、教頭、各主任・主事、給食主任、栄養教諭等、調理員、保護者、学校医、学校薬剤師、保健所職員、学識経験者
衛生管理委員会	安全な学校給食実施における衛生管理の徹底	衛生管理の実態把握 定期点検・検査等の計画作成 施設・設備の改善 衛生管理に関する諸啓発 衛生管理に関する研究・研修	学校給食運営委員会構成員
献立作成委員会	学校給食法に基づく適切な献立の作成	献立作成の基本方針の策定 学校給食実施基準に基づいて作成された献立原案の検討	(市町村) 学校給食運営委員会構成員 (校内) 栄養教諭等、給食主任、各学年給食担当教員
物資(業者)選定委員会	学校給食の実施において適切な納入業者の選定及び適切な食品の選定	食品の納入が適切に実施できる納入業者の選定 食品の安全性と学校給食の目的達成に適切な食品の選定	学校給食運営委員会構成員
学校食育推進委員会	学校における食育を実施するうえで、学校全体で計画的に取り組むとともに、保護者や地域と連携して食育を推進	(市町村) 学校食育推進に関する重要事項の審議 諸施策実施の推進 取組の評価 (校内) 食に関する指導の全体計画等の作成 指導資料や教材等の研究 保護者や地域への啓発や連携方法等の検討 個別指導が必要な児童生徒の把握と対応等の検討	(市町村) 教育長、医療関係者、地域食育支援者、校長代表、共同調理場代表、教務主任代表、養護教諭代表、家庭科担当教諭代表、給食主任代表、栄養教諭等代表、行政部局食育担当者代表、教育委員会学校教育・学校給食担当等 (校内) 校長、教頭、主幹教諭、教務主任、校務主任、保健主事、家庭科(技術・家庭科)主任、給食主任、養護教諭、栄養教諭等
アレルギー対応委員会	学校給食においては、食物アレルギーのある児童生徒においても安全にかつ楽しんで給食の時間を過ごすための検討及び対応の決定	(市町村) 基本方針の策定 学校のアレルギー対応への支援 食物アレルギー対応の審査 (校内) 学校における基本方針の策定 校内の実態把握 個別の取組プラン作成 緊急時対応体制の整備	(市町村) 教育次長、専門医、学校医代表、学校保健・給食課長、学校教育課長、校長代表、共同調理場長代表、保健主事代表、給食主任代表、養護教諭代表、栄養教諭代表、保護者代表 (校内) 校長、保健主事、養護教諭、共同調理場長、給食主任、栄養教諭、学年主任、学校調理員(直営)、学校医・主治医、教育委員会担当者
共同調理場運営委員会	共同調理場の運営に関する重要事項の審議	運営に関する重要事項の審議 共同調理場長に助言 運営に関する調査・研究	教育長、共同調理場長、保護者、保健所長、学識経験者等

(2) 学校給食関係者

ア 職務内容（例）

関係者	職務内容
市町村教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校給食の実施について、管理運営に当たる。 2 学校給食の開設、変更、廃止、一時中止の決定、届け出を行う。 3 学校給食調理場の設置、運営管理を行う。 4 学校給食の実施に必要な施設設備を整備し、維持管理する。 5 学校給食実施基準に基づき、学校給食の適切な実施に努める。 6 学校給食衛生管理基準に基づき、適切な衛生管理に努める。 7 学校給食関係予算の編成、執行、決算及び補助金等に関する事務を行う。 8 学校給食に関する研修会、講習会等を実施する。 9 学校給食の充実及び学校給食を活用した学校における食育の推進を図る。 10 学校給食用物資の申請並びに諸報告に関する事務を行う。
校長	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校給食運営委員会を組織し、学校給食について基本的な方針・計画を策定する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校教育計画の中に、学校給食を位置付ける。 (給食の時間は、小学校は50分、中学校は45分が望ましい。) (2) すべての児童生徒が学校給食に参加できるように配慮する。 (3) 食に関する指導の全体計画を策定する。 (4) 給食主任を選び、給食関係事項を処理させる。 (5) 給食指導が適切に行われるようにする。 (6) 各種委員会相互の統制を図る。 2 毎日の学校給食について異常の有無の確認や食中毒防止に努める。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校給食の衛生管理について監督する。 (2) 学校給食担当者（配膳員等）の健康管理について監督する。 (3) 検食を行い、検食日誌に記録する。 (4) 異常があった場合は、ただちに関係機関に連絡し、適切な対応策を講じる。 3 教育委員会との連絡を密にする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設設備の修繕・補修について報告し、その維持管理に努める。 (2) 教育委員会の承認・届出を要する事項は、遅滞なく行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 給食を中止する場合の届出 イ 給食関係予算及び決算 ウ 学校給食実施計画の策定 エ 学校給食運営組織や食に関する指導の全体計画など学校経営案の編成 オ 給食施設設備が亡失、またはき損した場合の報告 カ 要保護、準要保護児童生徒の内申 キ 給食用物資加工委託の契約 ク 給食用物資に事故があった場合の報告 4 保護者及び地域社会との連携を深める。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保護者が負担すべき給食費について協力を求める。 (2) 学校給食と関連し、食生活の改善を啓発し、学校給食の理解と協力を求める。 (3) 保健所・学校給食会・民生委員などに連絡を要する事項は、遅滞なく行う。 5 共同調理場の受配校においては、共同調理場との連携を密にする。

<p>共同調理場長及び単独調理場の校長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校給食運営組織を確立し、組織相互の統制を図る。 各種委員会との連携調整を図る。 2 学校給食運営委員会において、学校給食について基本的な方針・計画を策定する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校給食運営に必要な各種委員会を運営する。 (2) 給食経費の予算を立て、その執行に責任をもつ。 3 職員を指揮監督する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校給食の衛生管理について監督する。 (2) 学校給食調理従事者の健康管理について監督する。 (3) 給食用物資の取り扱いが適正にされるよう指導する。 (4) 給食関係予算の執行が正確かつ効果的に行われるようにする (5) 経理に関する諸帳簿・物資の受払簿・関係文書等を検閲し、その扱い方について指導する。 4 教育委員会との連絡を密にする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設設備の修繕・補修について報告し、その維持管理に努める。 (2) 教育委員会の承認・届出を要する事項は、遅滞なく行う。 <ol style="list-style-type: none"> ア 給食を中止する場合の届出 イ 給食関係予算及び決算 ウ 学校給食実施計画の策定 エ 学校給食運営組織の編成 オ 給食施設設備が亡失、またはき損した場合の報告 カ 要保護、準要保護児童生徒の内申 キ 給食用物資加工委託の契約 ク 給食用物資に事故があった場合の報告 5 受配校との連携を密にする。 6 保護者及び地域社会との連携を深める。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保護者が負担すべき給食費について協力を求める。 (2) 学校給食と関連し、食生活の改善を啓発し、学校給食の理解と協力を求める。 (3) 保健所・学校給食会・民生委員などに連絡を要する事項は、遅滞なく行う。 7 毎日の学校給食について異常の有無の確認や調理内容について点検、食中毒防止に努める。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校給食衛生管理基準の順守に努める。 (2) 検食を行い、検食日誌に記録する。 8 異常があった場合は、ただちに関係機関に連絡し、適切な対応策を講じる。
<p>教務主任</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育の一環としての学校給食及び食に関する指導の全体計画を立てる。 2 望ましい給食指導が実施できるよう様々な連絡・調整の円滑化を図る。 3 給食主任・学校食育推進者等の協力を得て、食や健康に関する指導の現職研修計画を立てる。 4 児童生徒が、望ましい人間関係を培ったり、自主性を高めたりするため、特別活動等を活用し、児童生徒を給食にかかわる活動に参加させる。
<p>保健主事</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校保健委員会に子どもたちの健康課題として学校給食に関する問題を提案し、給食指導や学校給食を活用した食に関する指導の成果の向上に努める。 2 給食関係職員の健康管理計画を立案し、実施する。 3 食に関する指導計画立案に参画する。 4 衛生面での実態の把握、健康管理、安全衛生面での役割を担う。 5 食物アレルギーなど、学校給食に特別配慮が必要な児童生徒の実態把握に努め、的確な指導体制を確立する。

給食主任	<ol style="list-style-type: none"> 1 教務主任と協議し、給食指導の全体計画を立案する。 2 給食指導資料の作成・収集、各学年・学級間の調整に努め、教育効果の向上を図る。 3 学級担任、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員等の協力を得て、給食指導に関する事項の徹底を図る。 4 給食委員会の運営にあたる。 5 学級担任等給食指導者の資質向上を図るための研修計画を立案し、実施する。 6 食に関する指導計画立案に参画する。 7 献立や料理についての意見の聴取、並びに調査を通して、その改善に努める。 8 学校薬剤師、保健主事、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員、学校給食調理従事者（直営の場合）と協議して、衛生管理・栄養管理の計画の策定と実践に努める。 9 給食施設設備や食事環境の衛生管理の維持・改善に努める。
学校食育推進者	<ol style="list-style-type: none"> 1 食育の推進に必要な教職員や外部機関との連絡・調整を行う。 共同調理場の受配校においては、共同調理場との連携も図る。 2 食に関する指導の全体計画の作成を行う。 栄養教諭と連携し、給食の時間や学級活動における食に関する指導や給食指導を整理して掲げる。 学校給食を活用した家庭や地域の連携や取組、学校給食における地場産物の活用の方針等を掲げる。 3 児童生徒の実態把握に、学校給食の状況も掲げる。
学級担任	<ol style="list-style-type: none"> 1 給食主任・学校食育推進者・養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員の協力を得て、児童生徒に対して給食指導計画に基づいた計画的な指導を行う。 2 児童生徒の活動の様子を細かく観察し、必要な事項について全体または個別に指導する。また、児童生徒の発達段階に即した指導とともに、自主的活動を重視するようにする。 3 身のまわりの清潔及び食事の準備・後片付けを安全で衛生的に行うことができるように指導する。 4 食事の場所としてふさわしい環境の整備と、楽しい雰囲気づくりを工夫することができるよう指導する。 5 学校給食において特別の配慮を必要とする児童生徒については、保護者、主治医からの情報を基に、その実態をよく把握し、栄養教諭・学校栄養職員や養護教諭、学校医等と連携を密にし、児童生徒に適切な指導・助言を与える。 食物アレルギーのある児童生徒については、食物アレルギー対応委員会での決定事項や、個別の取組プランに基づいて適切な対応を行う。
養護教諭	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒の健康管理をする。特に、日々の健康観察から健康状態及び欠席状況を把握し、学校給食に起因する感染症・食中毒の早期発見と二次感染防止に努める。 2 児童生徒の日常生活において、感染症・食中毒の予防に必要な生活の実践、特に用便後、食事前の手洗い等の衛生及び安全について指導する。また、必要に応じてそれらの資料を提供する。 3 学校給食・食に関する指導の計画立案に参画して専門的立場から助言するとともに、学級担任を補佐して、児童生徒に対し、集団または個別の指導をする。 4 食物アレルギーを有する児童生徒については、保護者、主治医から情報を入手し、学校医等との連携のもと、各学級担任に適切な指導と助言を与える。

<p>栄養教諭・学校栄養職員</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校給食に関する基本計画に参画する。 2 学校給食の実施に関する組織に参画する。 3 給食指導計画の策定に関する組織に参画する。 4 学校給食栄養管理者として、学校給食摂取基準及び食品構成に配慮した献立の計画、作成、検証を行うとともに、献立原案を作成し献立作成委員会に提案する。 5 学校給食の栄養に関する専門的事項の処理に当たり、指導・助言又は協力する。 6 学校給食の食物アレルギー食対応献立については、食物アレルギー対応委員会の基本指針をもとに作成する。 7 学校給食の衛生管理責任者として学校給食衛生管理基準に基づいた管理と指導を行う。 8 学校給食用食品納入業者及び食品の選定、購入、検収及び保管に参画及び指導・助言をする。
<p>栄養教諭</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒が健全な食生活を自ら営むことができるように指導する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性について指導する。 (2) 学校給食に地域の産物を活用し、地域の食文化、食に係る産業又は自然環境の恵沢に対する理解を深める指導を行う。 (3) 学校給食を活用し、学級担任や教科担任等と連携して関連教科や特別活動等において食に関する指導を行う。 2 児童生徒に対する栄養に関する個別的な相談指導を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 食物アレルギーをもつ児童生徒及び保護者に対する指導・助言を行う。 (2) 偏食や肥満傾向、痩身願望などのある児童生徒及び保護者に対する指導・助言を行う。 (3) 運動部活動などでスポーツをする児童生徒に対して指導・助言を行う。 3 食に関する指導を効果的に推進するため、以下の役割を担う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 食に関する指導の全体計画や年間指導計画作成の検討、原案作成、決定等の進行管理を行う。 (2) 教職員の連携・調整を行う。 (3) 家庭・地域との連携・調整 (4) 給食献立計画、給食の時間における食に関する指導の計画、各教科等における食に関する指導の計画の関連付け (5) 校長その他の教職員に対して食の観点から把握した児童生徒の生活実態等を積極的に提示 (6) 校長その他の教職員に対して食に関する指導の取組事例、研究成果等を積極的に提供 (7) 校長その他の教職員に対して自校や他校における学校給食の現状や課題等についての情報提供 4 学校・家庭・地域が連携した食育の推進において、以下の役割を担う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 家庭における食生活や生活習慣等の実態把握 (2) 地域の食育の取組の情報収集 (3) 家庭への啓発活動等の連携の推進 (4) 地域の関係機関・団体との連携 (5) 校内で活用できる食に関する指導の人材等のリストを作成 <p>※ 食に関する指導のうち、学校給食を活用した食に関する指導について、学校栄養職員は、栄養教諭に準じて行うよう努めるとされている。</p>

イ 栄養教諭・学校栄養職員の配置人数

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づいて算定されている。

単独実施校（小中）	共同調理場（小中）	特別支援学校
学校給食実施校児童生徒数	学校給食受配校の児童生徒数	学校給食を実施する学校
・ 550人以上 <u>1校に1人</u>	・ 6,001人以上 <u>3人</u>	<u>1校に1人</u>
・ 550人未満 <u>4校に1人</u>	・ 1,501～6,000人 <u>2人</u>	
・ 550人未満で3校以下の町村 <u>1町村1人</u>	・ 1,500人以下 <u>1人</u>	

【資料〈栄養教諭と学校栄養職員〉】

	栄養教諭	学校栄養職員
法的な位置付け	<p>《学校教育法》 第37条 ② 小学校には、前項に規定する者のほか…… 栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>⑬ 栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。</p> <p>《学校給食法》 第7条……学校給食の栄養に関する専門的 事項をつかさどる職員は、教育職員免許法第 四条第二項に規定する栄養教諭の免許状を有 するもの又は、栄養士法第二条第一項の規定 による栄養士の免許を有するもので……</p>	<p>《学校教育法》 第37条 ② 小学校には、前項に規定する者のほか…… 栄養教諭その他必要な職員を置くことができ る。</p> <p>※ 学校栄養職員の記述はなく、その他必要な 職員として位置付けられている</p> <p>《学校給食法》 第7条……学校給食の栄養に関する専門的 事項をつかさどる職員は、教育職員免許法第 四条第二項に規定する栄養教諭の免許状を有 するもの又は、栄養士法第二条第一項の規定 による栄養士の免許を有するもので……</p>
免許	<p>栄養教諭専修免許（文部科学省） （管理栄養士免許を有する者） 栄養教諭一種免許（文部科学省） （管理栄養士免許を有する者、又は管理栄養 士課程を修了し栄養士免許を有する者） 栄養教諭二種免許（文部科学省） （栄養士免許を有する者）</p>	<p>栄養士免許（厚生労働省）</p>
職務に関する事項	<p>【指導】 ① 児童生徒に対する栄養に関する個別的な相 談指導 ② 学級担任、教科担任等と連携した関連教科 や特別活動における食に関する指導 ③ 食に関する指導に係る全体的な計画の策定 等への参加</p> <p>【管理】 ① 学校給食を教材として活用することを前提 とした給食管理 ② 児童生徒の栄養状態等の把握 ③ 食に関する社会的問題等に関する情報の把 握</p> <p>—平成16年6月「栄養教諭制度の創設に係る 学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に ついて」文部科学省スポーツ・青少年局・初等 中等教育局長通知—</p>	<p>【指導】 ① 学校給食指導</p> <p>【管理】 ① 学校給食管理 学校給食に関する基本計画への参画 栄養管理 衛生管理 物資管理 検食等 調査研究等</p> <p>—「学校栄養職員の職務内容について」昭和 61年3月文部科学省体育局通知—</p>

2 調理場における災害対策

災害対策には、調理場において火災等の災害を起こさないための対策や災害が起きた時の対応策としての備え及び再開時の対策のほか、災害時において学校給食が果たす役割についての準備がある。いずれにおいても、平常時から体制を整え、従事者が対処方法について理解し行動できるような準備や訓練が必要である。

(1) 防火対策

ア 日常的な点検・整備

- ・ 出火原因となる火気使用箇所(point)の点検は毎日行う。
- ・ フライヤーの排気口のすすや油の管理を行う。
- ・ 回転釜・焼き物機・ボイラー等、ガスを使用する機器の燃焼状態を確認する。

イ 定期的な点検・整備

- ・ 消火器は調理場内の、適切な場所に設置し、取り出しやすい状態にする。
- ・ 消火器は誰でもわかり目立つ赤い標識をつけ、使用方法もわかるようにする。
- ・ 消火器の薬剤入れ替えや点検は適切に行い記録をする。
- ・ 消火栓の位置や、警報装置等の操作は、誰でもわかるようになっているか確認する。

ウ 避難経路の確保

- ・ 火災発生場所ごとの避難経路を策定する。
- ・ 避難経路は2方向に設定する。
- ・ 避難経路が物品等で塞がれないようにする。
- ・ 非常口のドアは解錠できるようにする。

エ 防火計画の見直し及び防火訓練

- ・ 防火管理者は防火計画を立て、随時防火訓練を行い、防火意識の高揚に努める。

(2) 地震対策

ア 出火防止

地震に伴う火災の発生を防止することは、被害を軽減する上で特に重要である。

(7) 教育、訓練の徹底

地震で最も注意すべきことは、火災を発生させないことである。

被害が小さいと思われる小規模な地震に際しても、出火を防止するための初動措置を行うなど、日頃から出火防止を図るための訓練を徹底しておくことが必要である。

(1) 消火器等の準備と管理

万一の出火に備え、初期消火対策を講じておく。揺れを感じたら、出火防止の確認を行い、万一火災が発生した場合は早期に消火する。

イ 設備（ボイラー、棚等）

- (7) ボイラー等の設備の総合的な点検は、専門の施工業者などに依頼する。
- (1) 火気使用設備や棚等の落下防止措置については、地震動に十分耐えられる強度をもった施工をする。

ウ 重量物の転落、落下、浸水、混合の防止

- (7) 地震動によってボイラーの重油等の危険物があふれることがないようにする。

- (イ) 高架タンク等の転倒、落下防止措置の安全を確認する。
- (ウ) 自動消火装置及び燃料の自動停止装置をつけ、正しく作動するか確認する。
- (エ) 火気使用設備等周囲の整理整頓をする。(危険な薬物が混合しないように留意する)

エ 燃料等の管理

- (ア) 燃料配管やコックなどは、機能や材質の点でより安全な機器を使用する。
- (イ) 送油管などの緩衝装置の機能を確認する。

オ 初期消火が困難な場合

初期消火が困難な場合は、安全な避難経路を確認したうえで、人命の安全確保を最優先に行動する。

(3) 災害時の学校給食

地震、火災、台風等の災害に伴い、学校給食の実施については、様々な観点から予測し対応する取組が必要である。

災害用備蓄食品等の調理や災害時の炊き出し等についても情報を集め、熱源が確保できない時や限られた熱源での調理や献立についても検討しておく。また、調理場保管用の備蓄食品については、関係機関との連携を図り、可能な範囲でアレルギーフリーのものや、調整食等特別な支援を要する食事を必要とする子どもへの配慮を行う。

なお、食中毒や感染症を防止するために、調理従事者は健康状態の確認をしたうえで作業に従事すること。喫食者においても、食品を介した食中毒や感染症を防止するために、調理した食品の取扱い等には留意する。

(4) 学校給食の再開

学校給食の再開に当たっての、施設・設備の点検や清掃の方法、安全衛生研修や、安全に調理し喫食できる献立の検討をし、必要な書類を揃えるとともにマニュアルを作成しておく。

3 学校給食費

(1) 学校給食費の法的根拠

学校給食の実施に必要な経費の負担については、学校給食法第11条及び同法施行令第2条に規定されており、その内訳については、下表のとおりである。

なお、学校給食法第11条の規定は、経費の負担関係を明らかにしたものであるが、保護者の負担を軽減するために、設置者が学校給食費を予算に計上し、保護者に補助することを禁止した趣旨のものではない。

区分	経費区分	負担区分	法的根拠	内訳	備考
学校給食に要する経費	食材料費	保護者 ^{※1}	学校給食法 ^{※3} 第11条第2項	パン・米飯・牛乳・おかず等の代金	通常「学校給食費」という。
	光熱水費	保護者(設置者 ^{※2})		調理、手洗い等に要する費用	
	施設設備費	設置者	学校給食法 第11条第1項	学校給食実施のための施設設備費	管理運営に要する経費
	修繕費		学校給食法 第11条第1項 同法施行令 第2条2号	学校給食施設設備の修繕費	
人件費	学校給食法 第11条第1項 同法施行令 第2条1号		学校給食に従事する職員に要する給与、その他の人件費等		

※1 学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者。

夜間課程を置く高等学校における学校給食の場合は、生徒。

※2 学校給食の実施に関する事務処理および指導の指針について（昭和48年6月文部省体育局）において、光熱水費については学校の設置者が負担することが望ましいとされている。

※3 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律においては第5条。
夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律においては第5条。

(2) 学校給食費の算出

ア 学校給食費の設定に当たっての要素

適正な学校給食費の設定に当たっては、年間、あるいは、年度間を見通して一定の額を定めることが、学校給食の計画並びに保護者の経費支出の面などから最も望ましいが、社会情勢の変動などにより物価が大きく左右されることもあるので、学期単位による学校給食費の決定、あるいは物価の変動によるスライド制を採用することもある。

イ 適正な学校給食費の算出に必要な内容

- (ア) 幼児児童生徒1人1回当たりの市町村・学校の学校給食摂取基準
- (イ) 幼児児童生徒1人1回当たりの市町村・学校の標準食品構成表
- (ウ) 食品の廃棄率
- (エ) 前年度に使用した食品の品目、数量及び使用頻度の実態
- (オ) 前年度に使用した各食品別又は食品分類別の年間平均購入価格及び過去数年間における

る食料費上昇率の推移

- (カ) 食事内容の充実、特に質及び分量の向上の配慮
- (キ) 行事食などの考慮
- (ク) 年間学校給食実施予定回数
- (ケ) 給食物資購入の方法、地域の食生活の実態など

ウ 学校給食費算出の手順

(ア) 1人1回当たりの食品構成区分別予定使用量の算出

前年度1年間の実施献立について、年間に使用した食品構成区分別の正味使用量を、年間給食回数で割ったものに廃棄率を勘案し、1人1回当たりの食品構成区分別予定使用量を算出する。ただし、栄養管理や食事内容において問題があった場合は補正する。

廃棄率については、大量調理においては日本食品成分表に記載されている数値と異なるものもあることから、調理場での実態を把握することが必要である。

(イ) 当該年度における年間必要額の算出

次の主食、牛乳、おかずの価格を合計して1食分の予想価格を算出する。これに年間給食日数をかけ、年間必要額を算出する。

a 主食

年間の米飯・パン・めんの回数と物資供給金額から、主食としての1人1回当たりの平均金額を算出する。

公益財団法人愛知県学校給食会からの学校給食用物資（パン・ソフトスパゲティ式めん・米飯（委託炊飯方式）・米穀等）の供給価格を使用して計算する。

b 牛乳

愛知県教育委員会から通知される、愛知県農林水産部長決定の保護者負担額とする。

c おかず

(ア)で算出した1人1回当たりの食品構成区分別予定使用量に、食品構成区分別に1g単価（前年度の実績）を乗じ、総務省統計局消費者物価指数を勘案して予想価格を算出する。

(ウ) 食事内容の向上、地場産物の活用等の実施に係る金額の算出

行事食や選択給食、食物アレルギー対応など食事内容の向上や地場産物の活用等を前年度と比較して、実施する際に必要となる金額を算出する。

(エ) 月額又は1人1回当たりの学校給食費の算出

(イ)で得た年間必要額に(ウ)の金額を加えて年間の学校給食費を算出する。これを月又は給食実施回数で割ると、平均月額給食費又は1人1回当たりの学校給食費が算出される。

(3) 学校給食費の未納問題への対応

学校給食は、学校教育活動の一環として実施され、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付ける上で重要な役割を担っており、また、学校における食育を推進していくため学校給食の充実を図る必要がある。学校給食が適切に実施されるためには、保護者が負担すべき食材費等について適切に負担していただくことが不可欠である。

学校給食費の徴収業務は、学校給食の各実施者において、納入義務者である各保護者の理解と協力を得ながら行う必要がある。

ア 留意事項

(平成19年1月24日付け18文科ス第406号「学校給食費の徴収状況に関する調査について」(文部科学省スポーツ・青少年局長通知)より。)

① 学校給食の意義・役割及び学校給食費の重要性についての保護者への周知について

学校等は、児童生徒に食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせることなど、学校給食の意義や果たす役割を保護者に十分に認識していただくとともに、学校給食は保護者が負担する学校給食費によって成り立っているため、一部の保護者が学校給食費を未納にすることによって、他者に負担が発生することなどを保護者に周知し、理解と協力を求めること。

② 生活保護による教育扶助及び就学援助制度の活用について

学校給食実施者等は、経済的な問題により学校給食費を未納している保護者に対しては、生活保護による教育扶助や就学援助制度の活用を奨励するとともに、これらの給付による学校給食費相当額については、必要に応じて学校長に交付することも一つの有効な方法と考えられることを踏まえて対応すること。

また、各地方公共団体は、就学援助事業の充実に努めること。

③ 学校給食費の未納問題への取組体制について

学校長は、学校給食費の未納に対する対応について、学級担任等特定の者に過度の負担がかからないよう、学校全体としての取組体制を整えるとともに、学校給食実施者は、各学校の未納状況を随時把握し、当該学校の教職員と連携して未納問題の解消に努めること。

イ 児童手当からの徴収

児童手当法における、保護者等の同意を得て児童手当から給食費等について納付できる、いわゆる天引きの仕組みを導入するに当たっては、学校給食担当課と児童手当担当部局との連携を十分に図りながら、事務を進めていく必要がある。

また、学校給食費の徴収方法として、手当の支給口座と学校給食費の引落口座とを同一のものとするよう保護者に協力を求めることも一つの方策として考えられる。

ウ 法的措置例

法的手続	支払督促 (民事訴訟法第 382 条)	少額訴訟 (民事訴訟法第 368 条)
制度の特徴	<ul style="list-style-type: none">・簡易裁判所に申し立てすれば、書面審査だけで裁判所から債務者に支払督促が送達される。・金額、回数に制限はない。・審理のため裁判所に出頭する必要はない。・債務者の異議申し立てがなければ、仮執行宣言の申立をし、その支払督促に異議申し立てがなければ、支払督促が確定(判決と同一)し強制執行が可能となる。・異議申し立てがあれば、通常訴訟に移行する。・住所不明者への申し立てはできない。	<ul style="list-style-type: none">・簡易裁判所に訴状を提出することにより訴えを提起する。・60万円以下の金銭の支払を求める訴えに限られる。・同一の簡易裁判所は年10回までしかできない。・原則として1回(1日)で審理を終えるため、その日までに十分な事前準備をする必要がある。・判決に対しては、控訴できない。